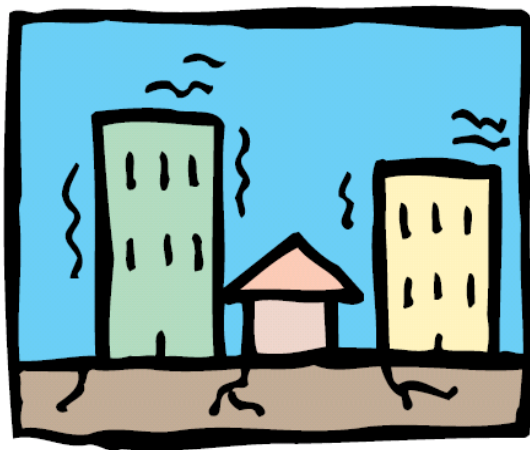


知って、備えて、地震に自信！ すすめよう、住宅の耐震化



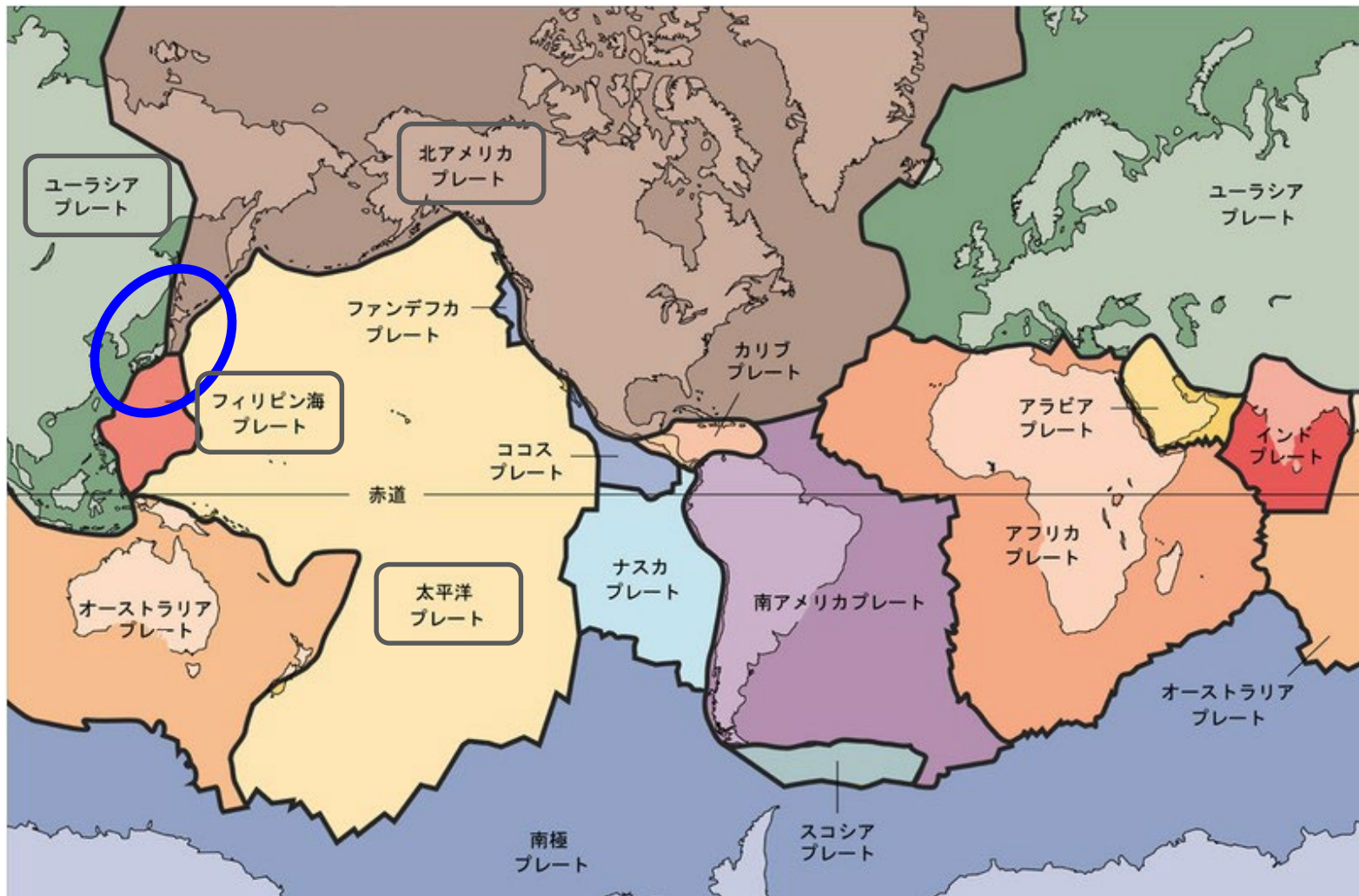
福岡市 住宅都市局 建築物安全推進課
令和5年10月

目次

1. 地震発生の仕組みについて
2. 警固断層帯（北西部，南東部）について
3. 地震と建物の被害の関係について
4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

1. 地震発生の仕組みについて

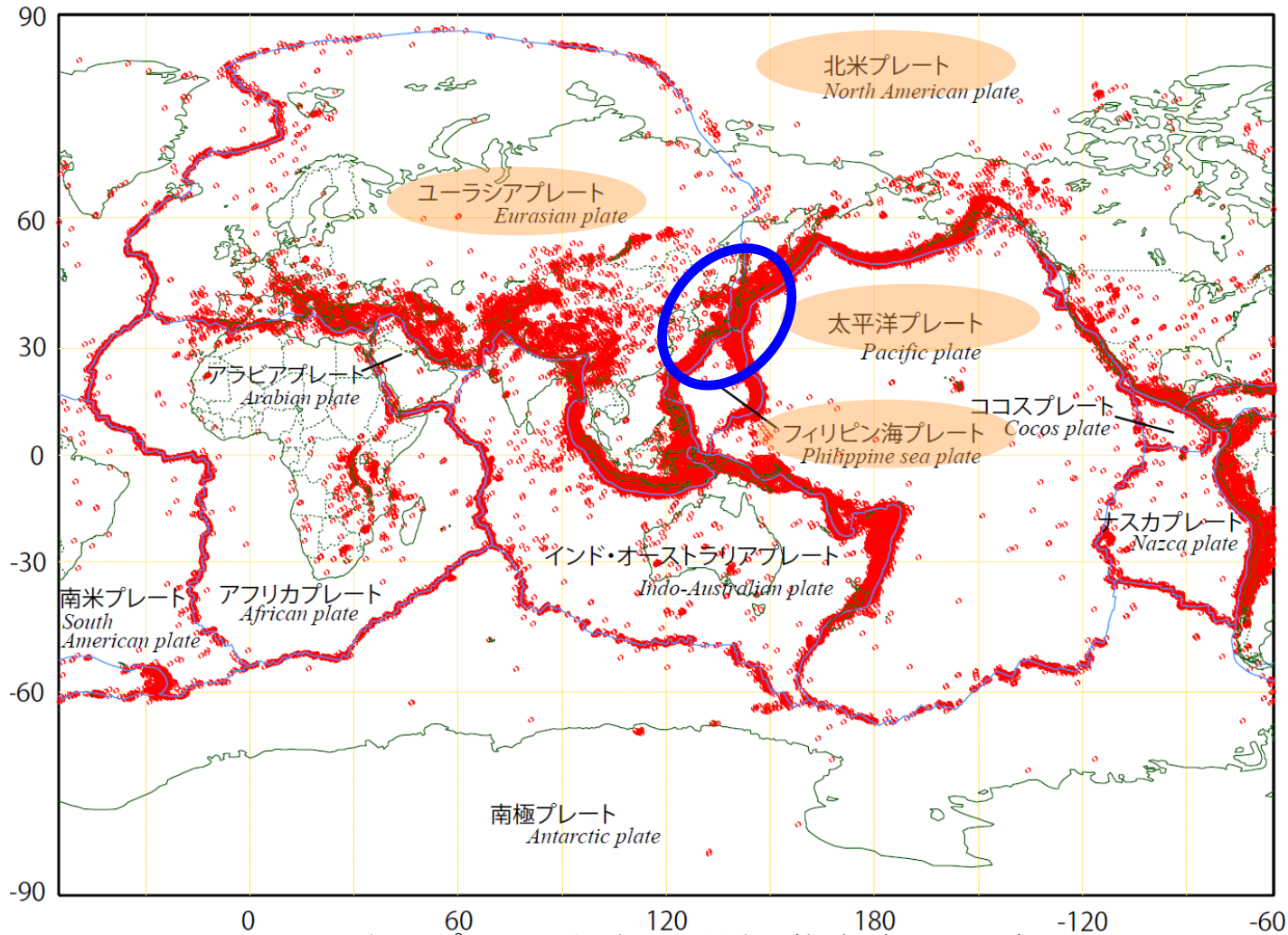
日本周辺には4つのプレートがある



世界の主なプレートとその境界

1. 地震発生の仕組みについて

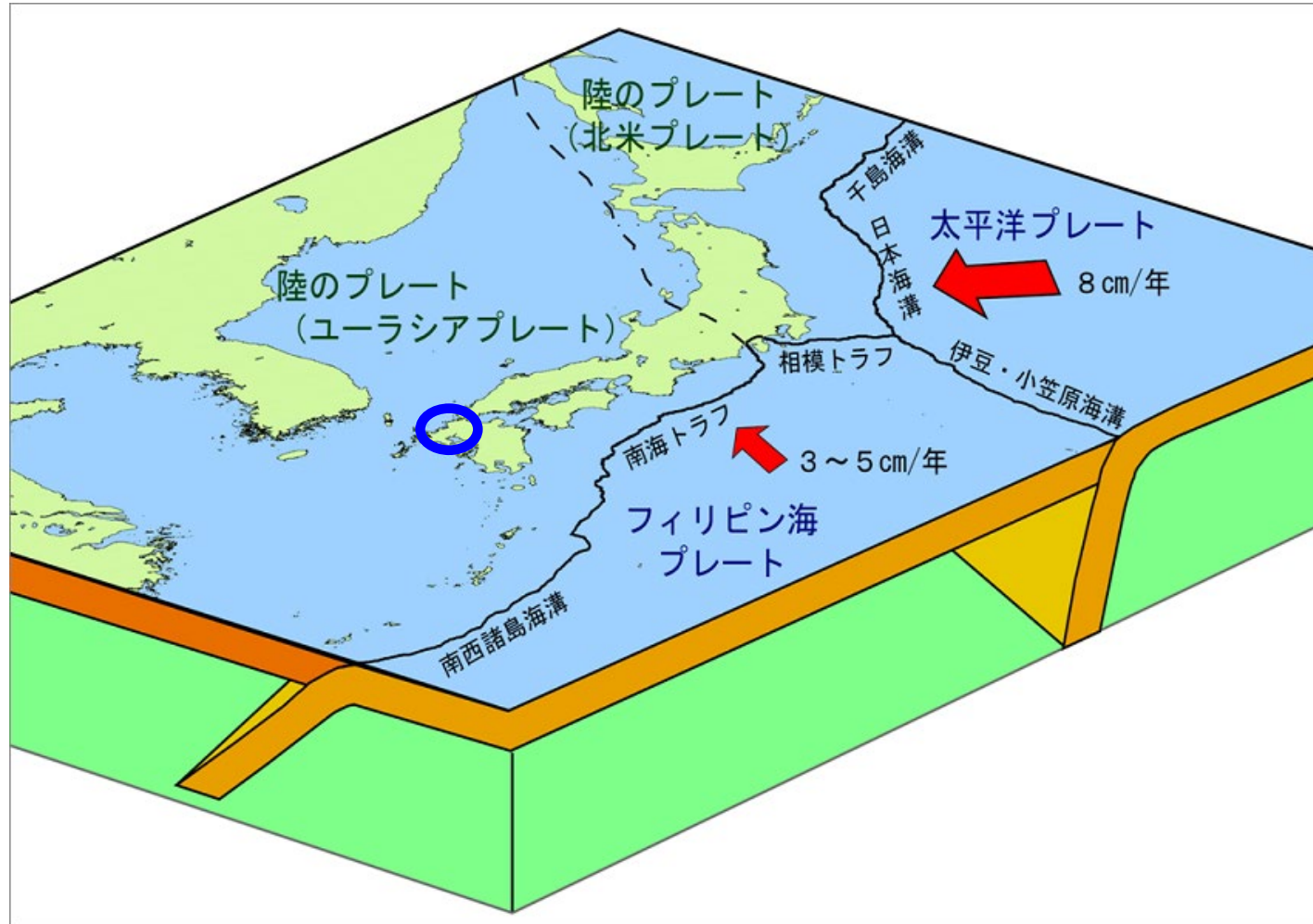
地震の多くはプレートの境界で発生している



世界の主なプレートと地震の分布 (気象庁HPより)

1. 地震発生の仕組みについて

海のプレートが陸のプレートの下に沈み込んでいる



日本付近のプレートの模式図 (気象庁HPより)

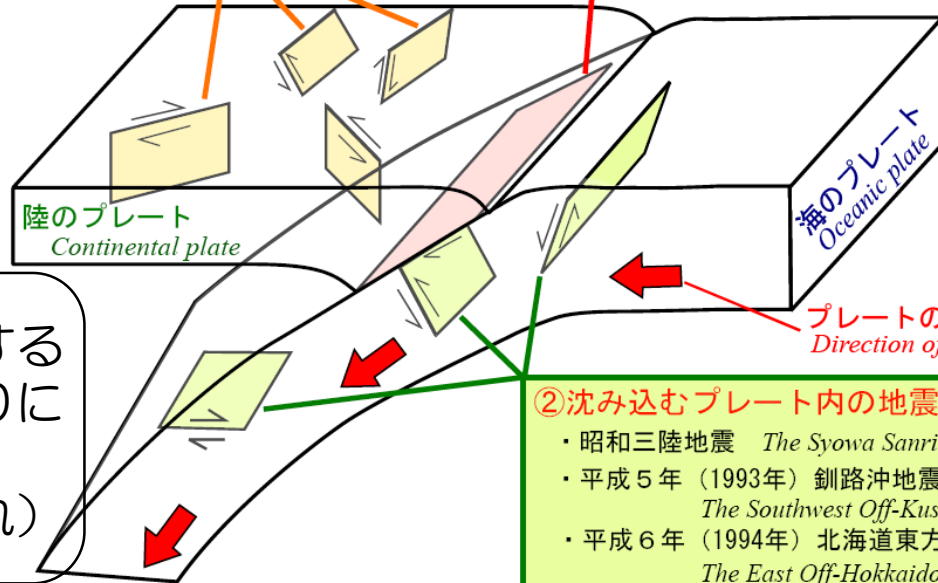
1. 地震発生の仕組みについて

③陸域の浅い地震 *Shallow Crustal Earthquakes*

- ・平成7年（1995年）兵庫県南部地震
The Southern Hyogo Prefecture Earthquake of 1995
 - ・平成16年（2004年）新潟県中越地震
The Mid-Niigata Prefecture Earthquake of 2004
 - ・平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震
The Iwate-Miyagi Nairiku Earthquake of 2008
 - ・長野県・新潟県県境付近の地震（2011.03.12）
The earthquake around the border of Nagano and Niigata prefectures on March 12 2011
- など

①プレート境界の地震 *Interplate Earthquakes*

- ・南海地震 *The Nankai Earthquake*
 - ・東南海地震 *The Tonankai Earthquake*
 - ・平成15年（2003年）十勝沖地震
The Tokachi-oki Earthquake of 2003
 - ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
The 2011 off the Pacific Coast of Tohoku Earthquake
- など



居住地域で発生するため、規模のわりに被害が大
(警固断層はこれ)

太平洋側で発生するため、福岡は影響がやや小さい

②沈み込むプレート内の地震 *Intraplate Earthquakes*

- ・昭和三陸地震 *The Syowa Sanriku Earthquake*
 - ・平成5年（1993年）釧路沖地震
The Southwest Off-Kushiro Earthquake of 1993
 - ・平成6年（1994年）北海道東方沖地震
The East Off-Hokkaido Earthquake of 1994
- など

日本付近で発生する地震（気象庁HPより）

1. 地震発生の仕組みについて
2. 警固断層帯（北西部，南東部）について
3. 地震と建物の被害の関係について
4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

2. 警固断層帯(北西部, 南東部)について

平成17年の福岡県西方沖地震の震度は、
6弱～5弱で、震源は警固断層帯でした。

当面は、福岡で大きな地震は、起きない？

2. 警固断層帯(北西部, 南東部)について

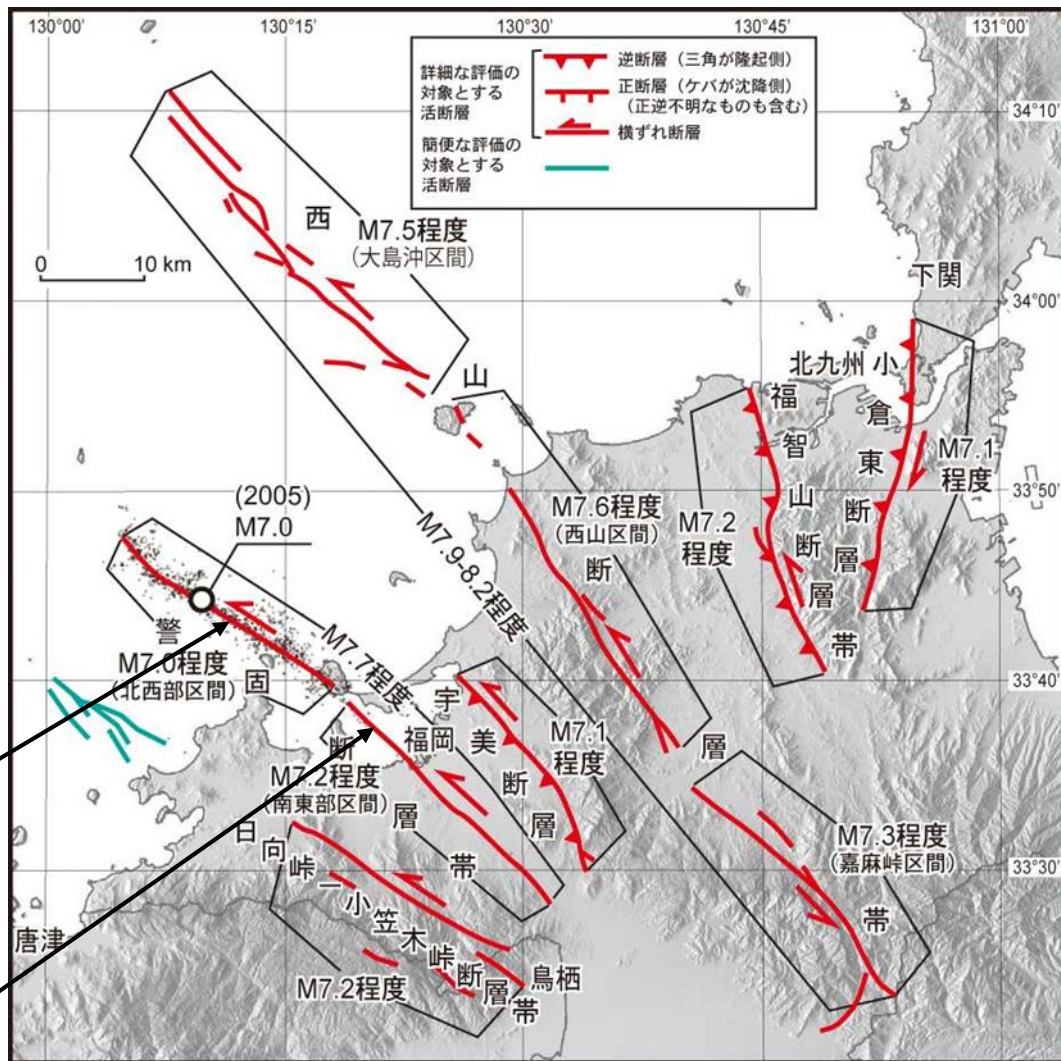
九州北部の主な活断層

30年以内の発生確率

小倉東断層	ほぼ0~0.4%
福智山断層帯	ほぼ0~3%
西山断層帯	
大島冲区間	3%以下
西山区間	ほぼ0~2%
嘉麻峠区間	0.5%
宇美断層	ほぼ0%
日向峠-小笠木峠断層帯	0.1%

警固断層帯 北西部
M7.0程度
ほぼ0%

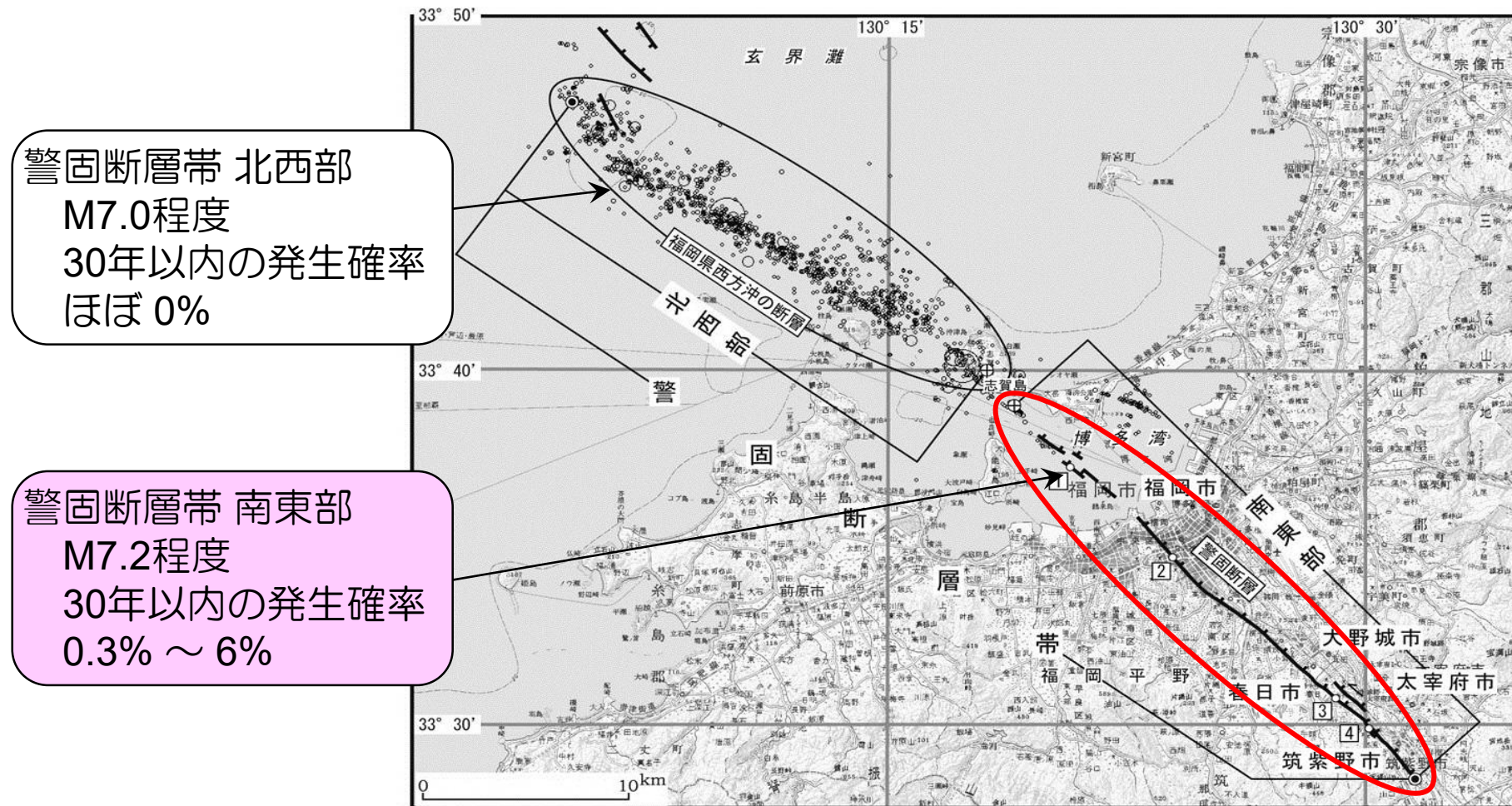
警固断層帯 南東部
M7.2程度
0.3% ~ 6%



九州北部の活断層の特性と想定される地震の規模
(地震調査研究推進本部HPより)

2. 警固断層帯(北西部, 南東部)について

警固断層帯の地震規模と発生確率



警固断層帯の位置と主な調査地点
(地震調査研究推進本部HPより)

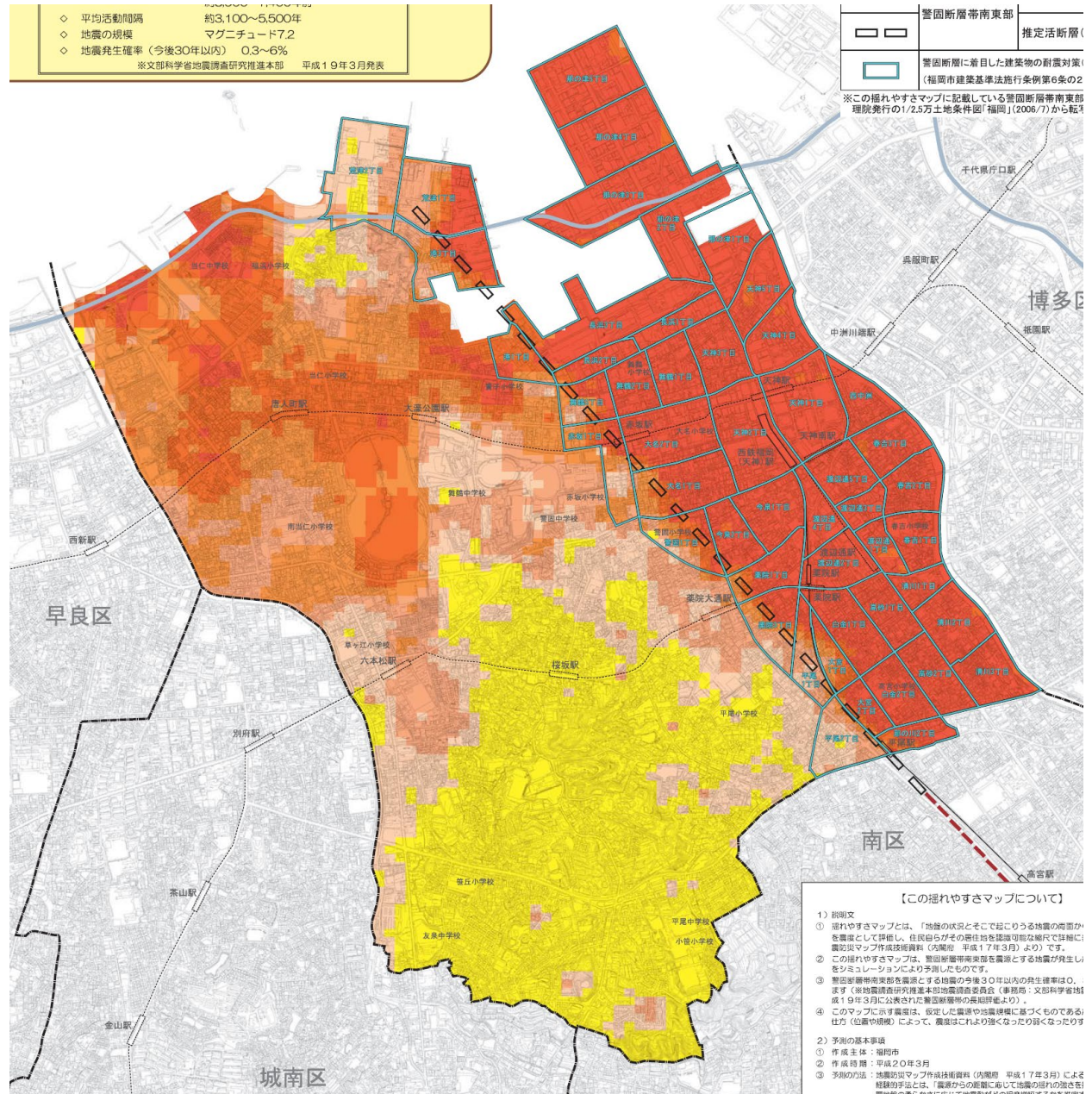
2. 警固断層帯(北西部, 南東部)について

中央区 保存版

福岡市 揺れやすさマップ

～もしも警固断層帯南東部で地震が起こったら～

警固断層帯南東部で地震が発生したら、平成17年の福岡県西方地震の時よりもはるかに多くの建物が倒壊し、多数の犠牲者が出ると予想されています。建物倒壊による被害を防ぐためには、建物の耐震対策が有効な方法の1つです。あなたのお住まいの地域が、もしもそのとき、どれくらいの揺れが予想されているのか、この「揺れやすさマップ」で確かめてみましょう。

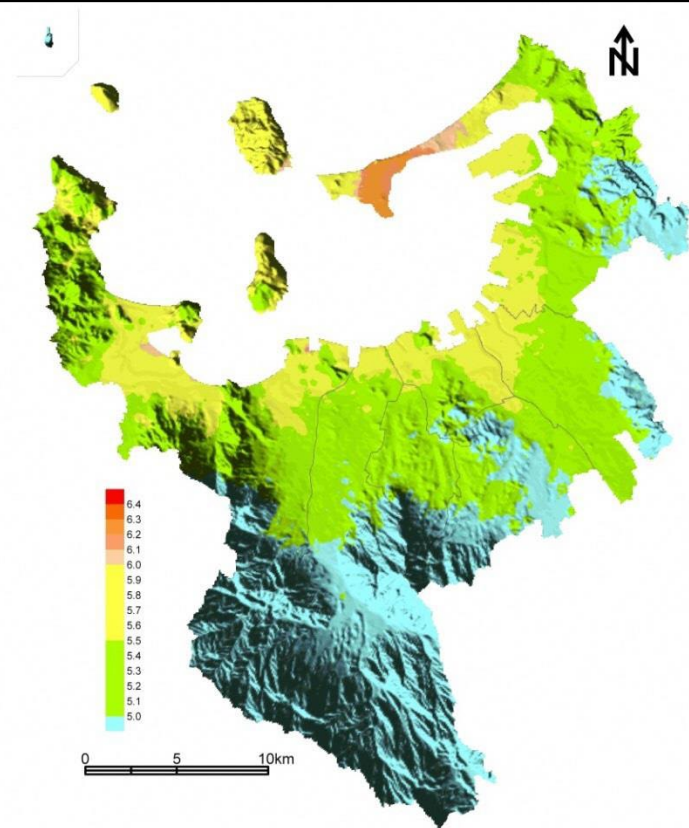


各区版あります。

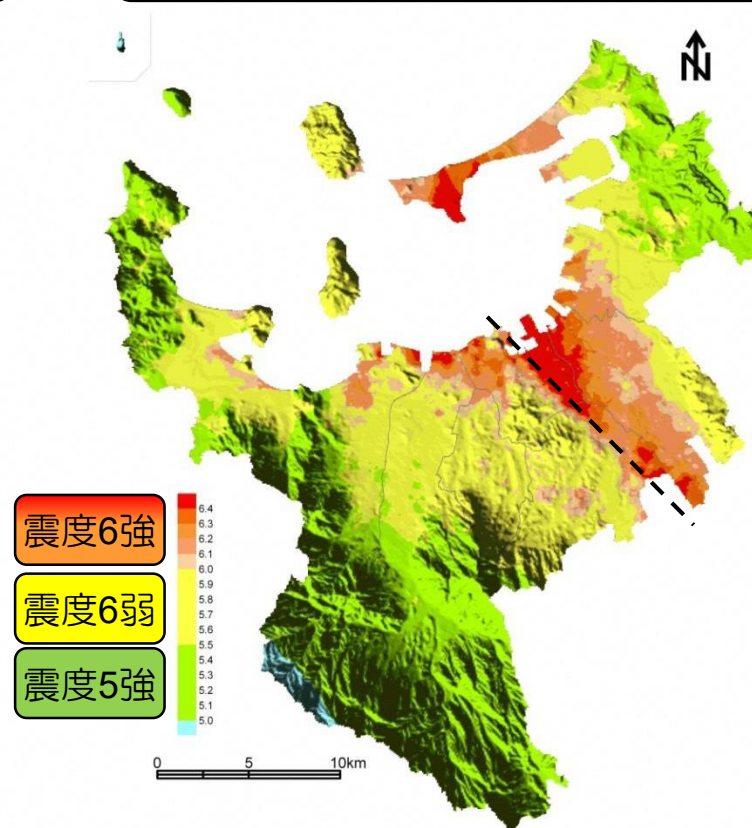
2. 警固断層帯(北西部, 南東部)について

警固断層帯南東部で地震が発生した場合

福岡県西方沖地震の再現 (警固断層帯 北西部)
M7.0



警固断層帯南東部で地震が発生した場合
M7.2



断層に近いほど，地盤が軟らかいほど揺れやすい

2. 警固断層帯(北西部, 南東部)について

震度と揺れ等の状況(概要)



0 **【震度0】**
人は揺れを感じない。



1 **【震度1】**
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。



2 **【震度2】**
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。



3 **【震度3】**
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。



4 **【震度4】**

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。



耐震性が高い



耐震性が低い

6弱 **【震度6弱】**

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。



5弱 **【震度5弱】**

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。



耐震性が高い



耐震性が低い

6強 **【震度6強】**

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。



5強 **【震度5強】**

- 物につかまらなると歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。



耐震性が高い

耐震性が低い

7 **【震度7】**

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

1. 地震発生の仕組みについて
2. 警固断層帯（北西部，南東部）について
3. 地震と建物の被害の関係について
4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

3. 地震と建物の被害の関係について

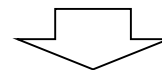
これまでの大規模な地震

大正12年	関東大震災	震度7
昭和39年	新潟地震	震度5
昭和43年	十勝沖地震	震度5
昭和53年	宮城県沖地震	震度5
平成7年	阪神・淡路大震災	震度7
平成16年	新潟県中越大震災	震度7
平成19年	新潟県中越沖地震	震度6強
平成17年	福岡県西方沖地震	震度6弱
平成23年	東日本大震災	震度7
平成28年	熊本地震	震度7
平成30年	大阪北部地震	震度6弱
平成30年	北海道胆振東部地震	震度7

月日別に並べると...

1月17日	阪神・淡路大震災
3月11日	東日本大震災
3月20日	福岡県西方沖地震
4月14日	熊本地震
6月18日	大阪北部地震
9月1日	関東大震災
9月6日	北海道胆振東部地震
10月23日	新潟県中越大震災

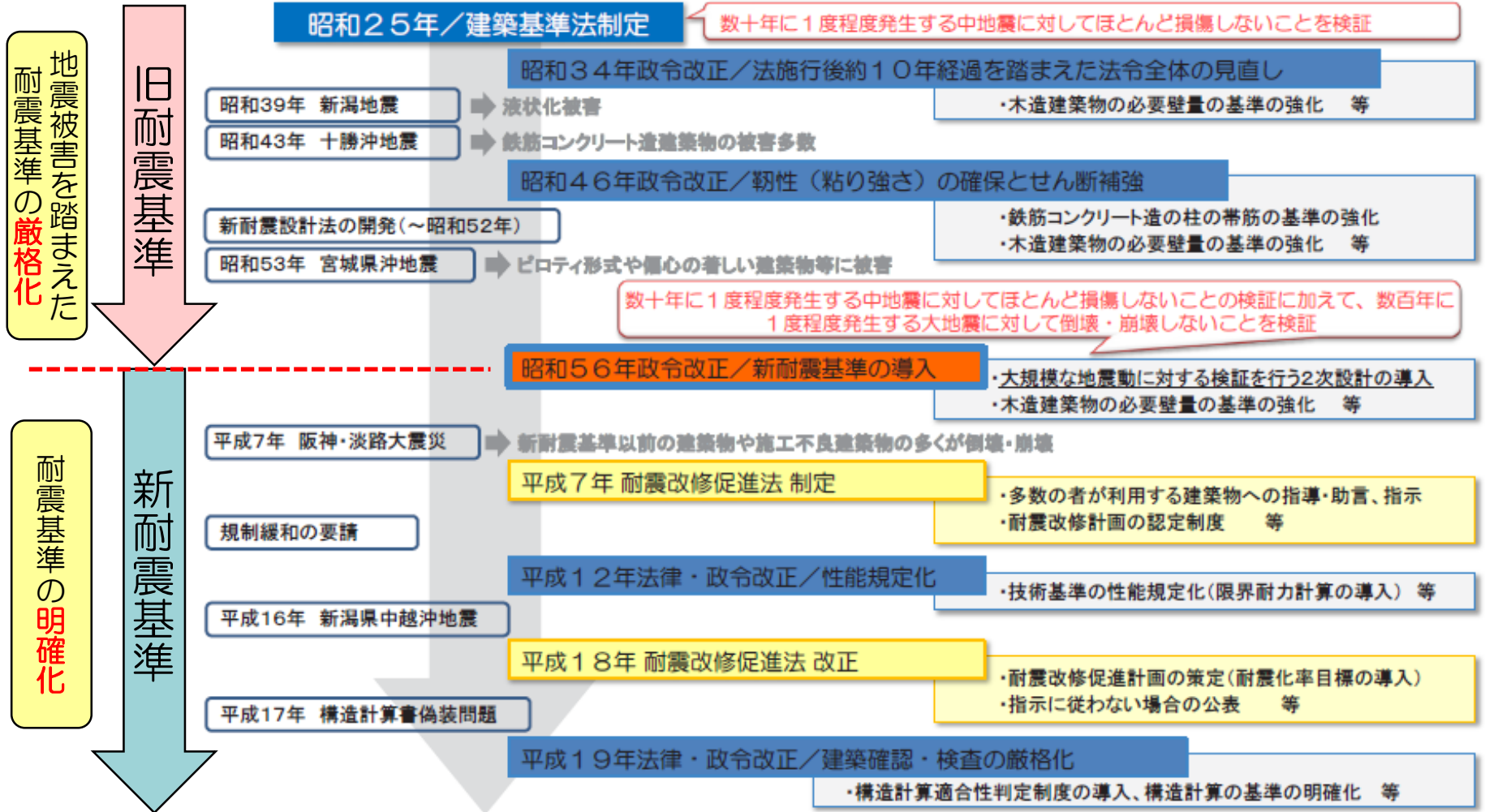
周年日の前後に、TVや新聞等で話題となる



地震への備え、耐震化を考えるきっかけに

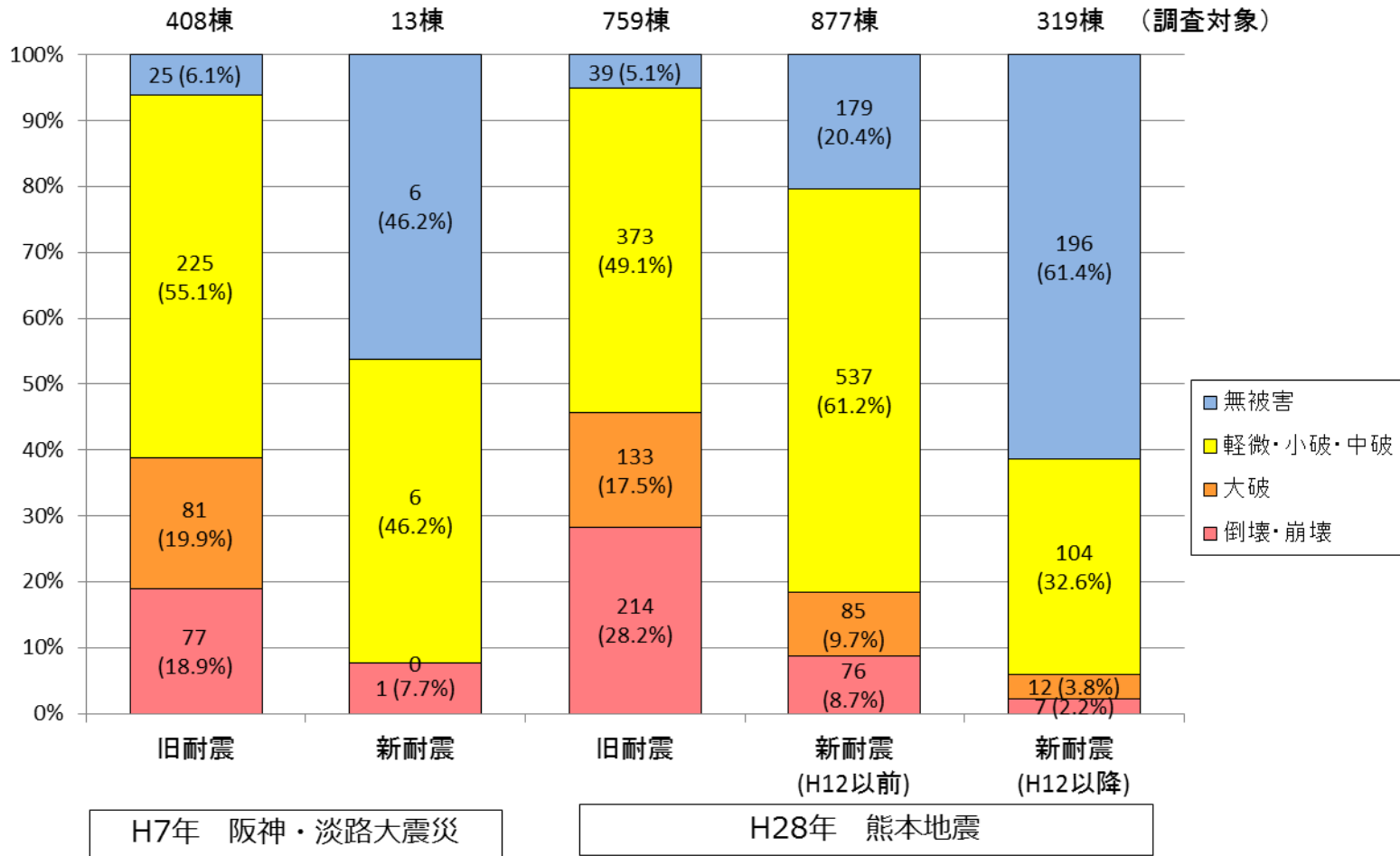
3. 地震と建物の被害の関係について

建築基準法構造関係規定の主な改正経緯



(日本建築防災協会HPより)

3. 地震と建物の被害の関係について



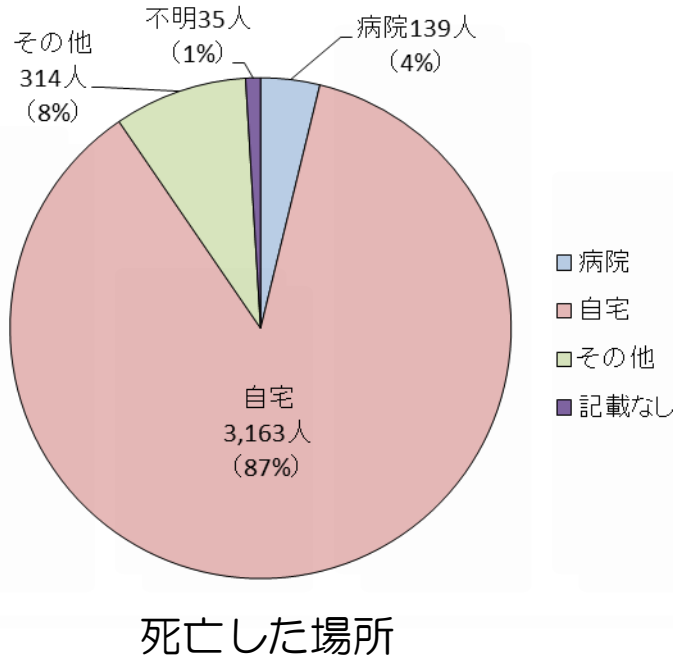
木造の建築時期別の被害状況 (H7年阪神・淡路大震災、H28年熊本地震)

(熊本地震を受けた国の取組方針)

- ・ **旧耐震**基準の被害が大 ⇒ 耐震改修、建替え等の促進
- ・ 新耐震基準で、接合部等の仕様が明確化した**H12年以前**のもの ⇒ リフォーム等の機会をとらえ、耐震性能のチェックを推奨

3. 地震と建物の被害の関係について

平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の被害



死亡推定時刻(監察医検案分, 不詳データ削除後)

死亡日時	死亡者数	死亡者数 累計	
1/17~ 6:00	2,221	2,221	96.3%
~ 9:00	16	2,237	97.0%
~12:00	47	2,284	99.0%
~23:59	12	2,296	99.6%
1/18	5	2,301	99.8%
1/20	2	2,303	99.9%
1/21	1	2,304	99.9%
1/22	1	2,305	100.0%
1/25	1	2,306	100.0%
計	2,306		

地震発生直後に、自宅で亡くなっている人がほとんど → 建物の倒壊による被害

3. 地震と建物の被害の関係について

被害想定(警固断層帯南東部で地震が発生した場合)

木造建物は**25棟に1棟**の割合で全半壊

福岡県より平成24年3月に公表された地震被害想定の数値では、警固断層帯南東部の地震で、福岡市内の

・木造

約168,000棟のうち、**約6,500棟(約4%)**が全壊・半壊

・非木造

約86,000棟のうち、**約1,500棟(約2%)**が大破・中破
(木造建物での全壊・半壊に相当)

また、死者は、**約460名**となっています。

※福岡県西方沖地震における福岡市の被害は、
住家の全壊が141棟、半壊が323棟、死者は1名

福岡県西方沖を震源とする地震(確定報)，平成21年6月12日，消防庁

3. 地震と建物の被害の関係について

福岡県西方沖地震の被害



屋根瓦の被害



1階部分の倒壊

3. 地震と建物の被害の関係について

福岡県西方沖地震の被害



古い木造建築物の被害



神社の門・鳥居の倒壊

屋根が重く，壁が少ないため倒壊しやすい

3. 地震と建物の被害の関係について

福岡県西方沖地震の被害



マンション1階柱の被害
(ピロティ柱)

駐車場等，耐震壁の少ない
1階に被害が集中する



非耐震壁の被害
(ドアが開かない)

建物が倒壊する被害ではな
いが，避難に支障がある

3. 地震と建物の被害の関係について

福岡県西方沖地震の被害



ブロック塀の倒壊



がけ崩れ等の地盤被害

3. 地震と建物の被害の関係について

福岡県西方沖地震の被害



ガラスの破損落下



地盤の液状化被害

埋立地等，地盤のゆるい
ところで生じやすい

1. 地震発生の仕組みについて
2. 警固断層帯（北西部，南東部）について
3. 地震と建物の被害の関係について
4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

福岡市内の住宅の耐震化率は

91

%

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

福岡市内の共同住宅の耐震化率は

95

%

福岡市内の戸建住宅の耐震化率は

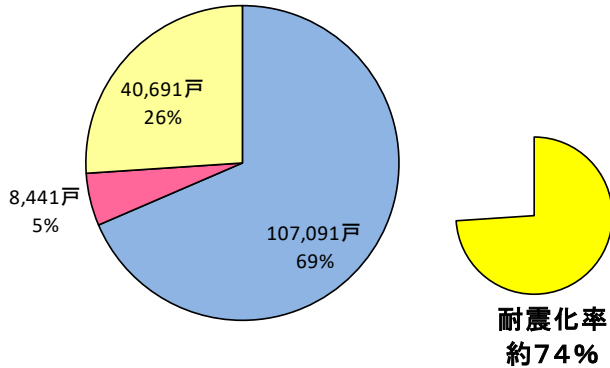
77

%

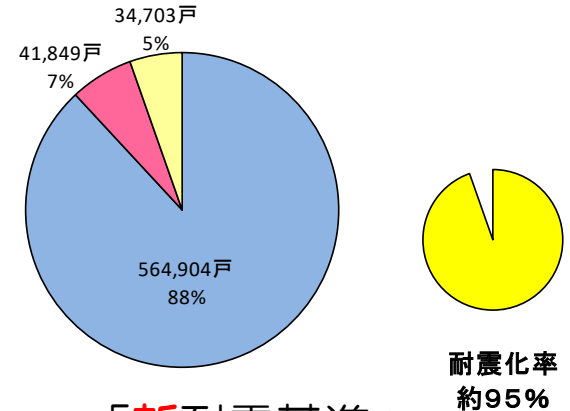
4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

福岡市内の住宅の耐震化率の現状 H31年3月末現在

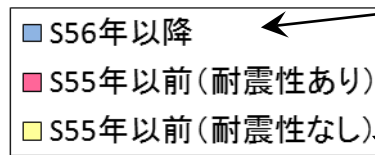
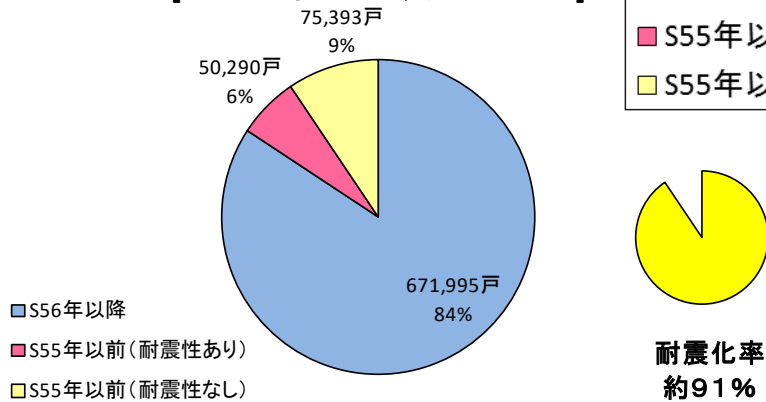
[木造戸建の耐震化の現状]



[共同住宅等の耐震化の現状]



[住宅全体の耐震化の現状]



「**新**耐震基準」

耐震診断・耐震改修

「**旧**耐震基準」

福岡市の耐震化率目標
概ね解消
(R7年度)

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

耐震化が進まない原因(主に木造戸建住宅)

警固断層帯南東部の
地震発生確率は国内で
高いグループに属する。
0.3% ~ 6%

建設年等により耐震性は異なる。
旧耐震基準で設計された木造建物の
多くは耐震性が不足。

- もう地震は来ないと思っている
- 自分の家は大丈夫だと思っている
- 誰に頼んだらいいのかわからない
- 耐震改修にお金がかかる

福岡市の
耐震化への取り組み

- 福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度
- 福岡県建築士会
- 福岡市耐震推進協議会 ...など

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

福岡市の助成制度

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| ① | 木造戸建住宅 | 耐震診断（協力団体等による定額実施） |
| ② | 〃 | 耐震改修工事費補助 |
| ③ | 〃 | 耐震建替費補助 |
| ④ | 共同住宅 | 耐震診断費補助 |
| ⑤ | 〃 | 耐震改修工事費補助 |
| ⑥ | ブロック塀 | 除却費補助 |

- ※ ②～⑥の助成制度をご利用の際は、必ず**事前にご相談**ください。
- ※ 各補助対象事項（耐震診断や耐震改修など）を、既に着手または完了している場合は、**対象外**です。
- ※ 予算に限りがありますのでお早めにご相談下さい。

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

耐震診断について（木造戸建住宅）

福岡県 耐震診断アドバイザー派遣制度

- ・ 依頼者負担：6,000円（耐震診断，補強提案，概算見積り）

- ・ 電話 092-781-5169

※耐震診断のみ：3,000円

（一般財団法人 福岡県建築住宅センター企画情報部）

公益社団法人 福岡県建築士会

耐震診断アドバイザー派遣制度への協力等

- ・ 依頼者負担：6,000円（耐震診断，補強提案，概算見積り）

- ・ 電話 092-441-1867

※耐震診断のみ：3,000円

一般社団法人 福岡市耐震推進協議会

- ・ 依頼者負担：3,000円（耐震診断，補強提案，概算見積り）

- ・ 電話 092-861-9810

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

福岡市木造戸建住宅



耐震改修工事費 補助事業

について

福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、平成18年5月30日から住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業」を実施しています。
これは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修に要する費用の一部に補助金を交付するもので、耐震改修を予定されている方は、まずはご相談下さい。

事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容などについて市と必要な協議をお願いします。

- ※工事を既に完了した、または工事実施中の場合は、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください!
- ※補助戸数に限りがありますので、耐震改修をご検討の方は早めにご相談下さい。

補助対象工事

- 以下のいずれかの条件を満たす工事
- 建物全体の上部構造評点 ≥ 1.0 以上となる耐震改修工事または1階部分の上部構造評点が 1.0 以上となる耐震改修工事を行うもの
 - 国、地方公共団体の評価を受けた耐震シェルターまたは防災ベッドの設置工事を計画しているもの

補助内容、補助金の額

- 耐震改修工事
耐震改修工事に要する額の46%に相当する額。ただし、90万円を上限とする。(延べ面積による上限額あり。)
- 耐震シェルター等の設置
耐震シェルター等の設置に要する額の40%に相当する額。ただし、25万円を上限とする。

補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した以下の条件を満たす木造戸建住宅。

- 2階建て以下のもの(共同住宅は対象外)
- 耐震診断をした結果、上部構造評点が 1.0 未満のもの
- 耐震シェルター等の設置については、高齢者、障がい者等の方が居住している世帯

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部 建築物安全推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

(裏面の「手続の流れ」をご覧ください)

■補助対象住宅

木造戸建住宅で、

- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したもの
- ・2階建て以下のもの
- ・耐震診断をした結果、上部構造評点が 1.0 未満のもの
- ・耐震シェルター等の設置については、高齢者、障がい者等の方が居住している世帯

■補助金の額

(耐震改修工事)

- ・耐震改修工事費の46%相当額。(上限90万円)

(耐震シェルター等の設置)

- ・要する額の40%に相当する額。(上限25万円)

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

福岡市木造戸建住宅

耐震建替費補助事業

福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、耐震改修工事と同等な効果を持つ「建替」という改修方法についても、費用の一部を補助する「福岡市木造戸建住宅耐震建替費補助事業」を平成19年4月1日から始めています。

■事前相談

補助金の申請を行うためには、耐震診断を実施する必要があります。また、予算には限りがあります。建替をご検討中の方はスケジュールを決める前に必ずご相談下さい。

*既に解体工事を開始・完了した場合や、耐震診断の内容が不十分な場合は、この事業の対象となりませんのでご注意ください。

■補助対象住宅

対象の住宅が以下のすべての条件を満たすもの。(① ②は既存建物、③は新築建物、④は共通)

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、2階建て以下の木造戸建住宅。
- ②耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された(上部構造評点0.7未満)もの。
*耐震診断は(財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施してください。
- ③新築を行う住宅が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(改正含む)」に規定する基準を満たすこと。
- ④建替を行う住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(改正含む)」に規定する「土砂災害特別警戒区域」内に存しないこと。

■補助対象者

以下のすべての条件を満たす者。

- ①既存の住宅の所有者又は居住する者。
- ②既存の住宅1棟すべてを解体し、当該地において新築を行う者。
- ③市税を滞納していない者。

■補助金の額

1戸につき**200,000円**

ただし、建替を行う既存の木造戸建住宅が居住している住宅の場合は次に定める額の内、いずれか低い額を加算できるものとする。

- ①既存建築物の解体工事に要する経費の23%に相当する額
(1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとする。)
- ②延べ面積に34,100円/m²を乗じて得た額の23%に相当する額
(1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとする。)
- ③30万円

(裏面の「手続の流れ」をご覧ください)

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部 建築物安全推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

■補助対象住宅

木造戸建住宅で、

- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したもの
- ・2階建て以下のもの
- ・耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」(上部構造評点0.7未満)と判定されたもの 等

■補助金の額

- ・1戸につき**一律20万円**
令和4年度より、居住の条件によっては、**上限50万円**

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

耐震診断について（マンション等）

一般社団法人 日本建築構造技術者協会 九州支部（JSCA九州）

（ホームページ：<http://jscakyushu.jp/>）

■耐震診断実施等に関する相談窓口

- 耐震診断・耐震改修の相談窓口を開設
- 相談申し込み用紙をFAX等で送付

TEL：092-406-7204

FAX：092-627-1389

Eメール：taishin@jscakyushu.jp

■耐震診断及び耐震補強設計業務 受託可能事務所リスト

ホームページにて、耐震診断とその補強設計の業務を受託可能な設計事務所の地区毎の一覧表を公開している。



4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

「福岡市共同住宅耐震診断費補助事業」について

福岡市では、災害に強いまちづくりを目的に、平成17年11月1日から住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市共同住宅耐震診断費補助事業」に着手しています。

昭和56年5月31日以前に建築された共同住宅の耐震診断に要する費用の一部に補助金を交付しています。耐震診断を希望される方は、是非ご活用ください。

■事前相談

申請者(共同住宅の所有者。区分所有の共同住宅の場合は管理組合団体又は法人。)**は、補助金の交付を受けようとする前に、耐震診断の内容などについて市と必要な協議をお願いします。**

※ご注意下さい!

耐震診断をすでに完了した、または耐震診断実施の契約を締結し診断実施中の場合は、この事業の対象とはなりません。

■対象共同住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した、**3階建以上、かつ延べ面積が1,000㎡以上**のもので、建築基準法及び関係法令の規定に適合している、一戸建の住宅、長屋以外の住宅で、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の床面積が建築物全体の床面積の1/2未満のもの)を含みます。



■耐震診断の基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「方針」という。)のうち、次のいずれかの基準とします。

ア 方針別添第1第二号に規定する基準

イ 方針別添第1の各号列記以外の部分のただし書の規定に基づく、一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(ただし、第1次診断を除く。)、**「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(ただし、第1次診断を除く。)**又は「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」

■耐震診断の実施

耐震診断は、建築士法の規定による建築士事務所との契約により実施してください。

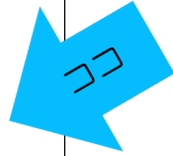
■補助内容、補助金の額

対象となる費用は、耐震診断に要する費用(下記に定める額を限度とする。)のうち、共同住宅の**住宅部分の耐震診断に要する費用に2/3を乗じた額以内**とします。

イ 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡



★事前相談及び問い合わせ先 福岡市住宅都市局建築指導部 建築物安全推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584
ホームページ: <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引越し > 住まいを建て替える・補修する > 耐震工事 > 共同住宅の耐震診断費補助事業 (要綱及び様式をダウンロードできます)

(裏面の『手続の流れ』をご覧ください)

■補助対象住宅

共同住宅で、

(店舗等の床面積が全体の1/2未満のものを含む)

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したもの
- 建築基準法及び関係法令の規定に適合しているもの
- 3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの

■補助金の額

- 下記(a), (b)の**いずれか低い額 × 2/3**

(a) 耐震診断に要する(契約書または概算見積書)金額

(b) 延べ面積に1㎡あたりの単価を掛けた金額

イ 面積1,000㎡以内の部分は1㎡あたり3,670円

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、
1㎡あたり1,570円

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1㎡あたり1,050円

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

「福岡市共同住宅耐震改修工事費補助事業」について

福岡市では、震災に強いまちづくりを目的に、平成18年5月30日から住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市共同住宅耐震改修工事費補助事業」を実施しています。これは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修に要する費用の一部に補助金を交付するものです。住宅の耐震改修を予定されている方は、まずはご相談下さい。

■事前相談

申請者は、**補助金の交付を受けようとする前に**、耐震改修工事を予定している住宅の内容などについて**市と必要な協議**をお願いします。

※工事を既に着手・完了した場合は、この事業の対象とはなりませんのでご

■補助対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した以下の条件を満たす共同住宅。(店舗等の用途を兼ねるものを含む)

- ・3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行うもの。
- ・耐震改修促進法の認定等を受けたもの。

■補助内容、補助金の額

(A) 1戸につき400,000円を上限とし、耐震改修工事に要する額の23%に相当する額と延べ面積に50,200円を乗じて得た額の23%に相当する額のどちらか低い額

(段階的改修の場合)

(B) 第1回目：1戸につき200,000円を上限とし、第1回目の工事としてピロティ階の耐震改修工事に要する額の23%に相当する額と延べ面積に25,100円を乗じて得た額の23%に相当する額のどちらか低い額

(C) 第2回目：第2回目の耐震改修工事に要する額の23%に相当する額と(A)の上限額から第1回目の耐震改修工事の補助金(B)を差し引いた額のどちらか低い額

※補助戸数に限りがありますので、耐震改修をご検討中の方は早めにご相談下さい。

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部 建築物安全推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584
ホームページ：http://www.city.fukuoka.lg.jp/
福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引越し > 住まいを建て替える・補修する > 耐震工事 > 住宅の耐震改修工事費補助事業(要綱及び様式をダウンロードできます)
(裏面の『手続の流れ』をご覧ください)

■補助対象住宅

共同住宅で、

(店舗等の床面積が全体の1/2未満のものを含む)

- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工したもの
- ・3階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上のもの
- ・現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行うもの
- ・耐震改修促進法の認定等を受けたもの

■補助金の額

(A) 耐震改修工事費の23%に相当する額 (上限40万円/戸)

<段階的改修を行う場合>

(B) 第1回目：ピロティ階の耐震改修工事に要する額の23%に相当する額 (上限20万円/戸)

(C) 第2回目：第2回目の耐震改修工事に要する額の23%に相当する額、

または、

(A)の上限額から第1回目の耐震改修工事の補助金(B)を差し引いた額の**どちらか低い額**等

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

道路に面したブロック塀をお持ちでないですか？

ひび かたむき 高さ 気になるなら...

まずは相談！
“無料”で現地調査を行います！

福岡市ブロック塀等 除却費補助事業 について

福岡市では、道路に面し、倒壊の危険性があるブロック塀等の除却費用の一部を補助することにより、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難経路を確保することを目的として、「福岡市ブロック塀等除却費補助事業」を設けています。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、石造、れんが造その他の組構造による塀（万年草及び門柱は対象外）

■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、ブロック塀等除却工事の内容などについて市と必要な協議をお願いします。（市職員又は専門家による現地調査を行います。）

※工事を既に完了した、または工事実施中の場合は、この事業の対象とはなりません。ご注意ください！

■補助対象工事

下記①～③の、道路に面して設けられているブロック塀等を除却する工事が対象です。

- ①高さが2.2mを超えるコンクリートブロック塀
- ②高さが1.2mを超えるコンクリートブロック塀で、控え壁が有効に設けられていないもの
- ③概ね1m以上のブロック塀で、調査により著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるもの

※高さ2.2mはブロック11段程度、高さ1.2mはブロック6段程度、高さ1mはブロック5段程度です。（ブロック1個の高さは約20cm）

■補助内容、補助金の額

除却するブロック塀等の長さ（単位はメートルとし、1メートル未満の端数が有るときは、これを切り捨てる。）に5,000円を乗じた額と除却に要する費用の1/2に相当する額のどちらか低い額（計算した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。）とします。なお、補助金の額が1,000円に満たないときは1,000円とします。ただし、15万円を上限とする。

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部 建築物安全推進課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

（裏面の「手紙の流れ」をご覧ください）

■補助対象工事

道路に面して設けられているブロック塀等で、

- 高さが2.2mを超えるもの
- 高さが1.2m以上2.2m以下で、控え壁が有効に設けられていないもの
- 高さが概ね1m以上で、特に危険な状態にあるもの（調査による）を除却する工事

■補助金の額

- 下記 (a) , (b) のいずれか低い額
 - (a) 除却に要する金額×1/2
 - (b) 5,000円×除却するブロック塀等の長さ (m)
- 1件につき15万円を上限とする

4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

ブロック塀の点検

自己診断

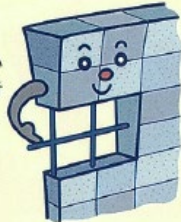
5つのチェックポイントを確認してください。
5つのチェックポイントのうちひとつでも該当するところがあれば専門家に相談しましょう。

チェックポイント 1

塀に鉄筋は入っていますか？

塀の中に、直径9mmの鉄筋が次のように入っているか調べて下さい。この点検は、塀を造った施工者などと相談して行って下さい。

- 鉄筋は縦横ともに80cm間隔に入っていますか？
- 鉄筋は頂部の横筋にかぎがけされていますか？
- 基礎の下側の横筋にかぎがけされていますか？
- 控壁の鉄筋は、図のように入っていますか？



チェックポイント 2

塀の傾き、ひび割れはないですか？

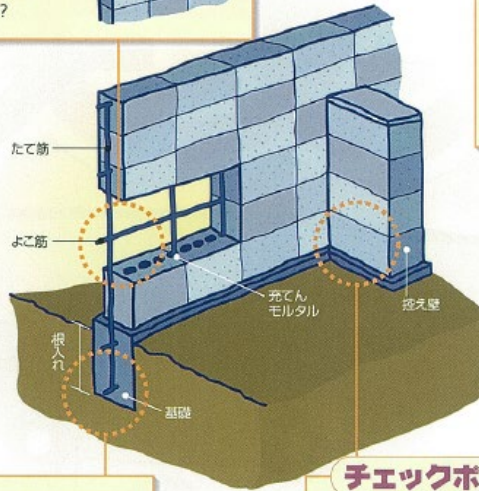
塀が傾いていたり、ひび割れていたりしていませんか？また、鉄筋が錆びていないか調べて下さい。



チェックポイント 3

塀の高さが高すぎていませんか？

塀の高さは、地盤面から2m以下か調べてみて下さい。



ほくは
だいじょうぶ
かな？



チェックポイント 4

基礎あり、根入れの深さは十分ですか？

鉄筋コンクリートの基礎は、地盤面から30cm以上の根入れがされていることが必要。まわりを掘って調べてみて下さい。（「根入れ」とは、基礎のうち土の中に入っている部分のことをいいます。）



チェックポイント 5

控壁はありますか？

控壁は、次の2点について調べてみて下さい。

- 控壁は塀の長さ3.4m（ブロック8個程度）ごとにありますか？
- 控壁の長さは40cm以上ありますか？



ブロック塀の管理は
所有者の責務です

所有者の求めに応じ、市
職員が現地で危険度の判
定を行います。

古さ、高さ、土留めを兼
ねる、鉄筋の有無、
傾き、ひび割れ、等

危険と判定

所有者にて、

- ・ブロック塀の除却
（補助制度活用）
- ・ネットフェンス、
生垣等へのやり替え

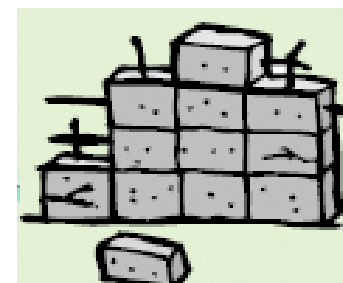
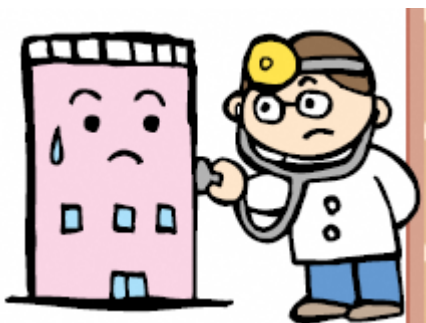
4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

各補助事業には、その他の要件や注意事項がありますので、ご利用を検討される場合は、

必ず事前にご相談ください。

※各補助対象事項（耐震診断や耐震改修など）を、
既に着手または完了している場合は、**対象外**です。

※予算に限りがありますのでお早めにご相談下さい。



4. 福岡市の耐震化への取り組みについて

耐震改修促進税制について

◆所得税

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅で、個人が自己居住用の住宅を現行の耐震基準に適合させる一定の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用（補助金相当額を除く）の**10%**相当額を所得税額から控除します。

※令和5年12月31日までに工事を行った場合（上限25万円）

◆固定資産税

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅で、個人が現行の耐震基準に適合させる一定の耐震改修工事（工事費用50万円以上のもの）を行った場合、当該住宅に係る固定資産税（120㎡相当部分まで）を以下の通り減額します。

工事完了日から3か月以内に必要な書類を提出すること。

※令和6年3月31日までに耐震改修を完了した場合（1年間**1/2**に減額）

まとめ

- 警固断層帯南東部の地震発生確率は国内でも高い部類
30年以内の発生確率は最大で6%
福岡市内で最大震度6強が予想される（揺れやすさマップ）
- 木造戸建住宅の耐震診断の自己負担3,000円～
- 耐震改修等に対する福岡市の補助制度の活用
- ブロック塀の適切な管理

ご静聴ありがとうございました

★問い合わせ先

福岡市 建築物安全推進課 TEL：092-711-4580

★福岡市HP (<http://www.city.fukuoka.lg.jp>)

HOME > 防災・危機管理情報 > 住宅及び公共施設等の耐震化について
(補助制度の概要, 手続きの流れ, 要綱, 様式をダウンロードできます。)